市営住宅の定期募集

- ▶入居予定日 3月1日(金)
- ▶募集対象住戸 既存団地の空家
- ※詳しくは、募集案内書をご覧ください。

■募集案内書の配布

▶期間 1月8日(火)~19日(土)午前9時~午後5時

※土・日、祝日の配布は開館施設のみ。

▶場所 市庁舎(1階総合案内、9階市営住宅 管理センター)、区役所、総合出張所、 まちづくりセンター、交流室 ※市ホームページにも掲載予定。

■申込

- ▶期間 1月13日(日)~19日(土)
- ▶場所 市庁舎14階大ホール
- ▶時間 午前9時~午後5時
- ▶持参物 みとめ印(スタンプ印・拇印不可) 申込者全員の収入がわかる書類

■抽選会

▶抽選日 1月29日(火)

市庁舎14階大ホール

詳しくは、中央・北・西区の市営住宅は(☎327-5101)、東・南区の市営住宅は(☎311-7833)へ。1月13日(日)、14日(祝)、19日(土)は市役所代表電話(☎328-2111)へ。

(住宅課 ☎328-2461)

架空請求にご注意を ~それ、詐欺かもしれません~

「訴訟最終告知という内容のはがきが届いたが、覚えがない」「利用した覚えのない請求を受けているが、どうしたらよいか」といった相談が消費者センターに多く寄せられています。

- ▶手段 はがき、封書、SMS(電話番号を用いたメール)など
- ▶請求内容 「有料サイト利用料金」「出会い系 サイト利用料」「総合情報サイト登 録料」「他社から譲渡された債権」 など
- ▶手口 「最終警告」「裁判所に訴訟が提出された」「連絡がなければ法的措置をとる」といった、脅すような言葉で不安感をあおり、相談するよう誘導してきます。♪

くらしの中の人権 62

ハンセン病回復者に関する問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治る病気です。

治療薬が開発された後は、ハンセン病患者を隔離する必要はなかったにもかかわらず、国の長年にわたる強制隔離により、多くのハンセン病回復者が人権上の制限や差別などを受けたということがこの問題の核心です。ハンセン病回復者、さらにはその家族に対する偏見や差別といった人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生じています。

本市では、人権週間やさまざまな啓発イベントを開催し、啓発活動に取り組んでいます。市民一人一人が、ハンセン病に対する正しい理解と認識を深め、ハンセン病回復者に対する偏見や問題意識の解消に努めましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)

架空請求は、消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。お金を払ったり相手に連絡してしまうと、何度でもお金を要求されるようになってしまいます。

▶アドバイス

- ・絶対に払わない、相手に連絡しない。
- ・不安があれば、まず家族や消費者センター に相談する。

詳しくは、市消費者センター(☎353-2500 土・日、祝日、年末年始を除く午前9時~午後5 時まで)へ。

総合ビジネス専門学校「総合ビジネス 科」二次募集

総合ビジネス科では、情報・経理・観光関連の 資格取得に励み、希望の就職を目指します。「資 格は自信!努力は希望!」がモットーの専門学 校です。将来、地元ビジネス界に貢献したい方の 出願をお待ちしています。

- ▶募集学科 総合ビジネス科
- ▶募集人員 ・情報ビジネスコース 若干名
 - ・経理ビジネスコース 5人程度
 - ・観光サービスコース 7人程度
- ▶出願期間 1月8日(火)~16日(水)
- ▶試験日時 2月5日(火)午前9時~
- ▶合格発表 2月8日(金) 正午
- ▶選考方法 学力試験·面接·調査書など 詳しくは、総合ビジネス専門学校(☎352-1768)へ。

人づくり基金 平成31年度前期援助申込者募集

社会のさまざまな分野で本市の将来のリーダーとしての役割を果たせる人材を育てることを目的に、研修を受けるための費用などを援助します。

援助内容	援助限度額
海外研修	 100万円(旅費の一部を加算)
国内研修] 100万円(派員の一部を加昇)
その他	50万円
褒賞	30万円

- ※おおむね4月から9月までに開始する研修な どが対象です。
- ※援助対象者および援助金額は、人づくり基金 選定委員会の審査を経て決定します。

マイナンバー 通知カードは 受け取りましたか



子どもの出生や外国 からの転入などにより 通知カードが発行・郵 送された後、自宅で受

け取りができず、平成29年4月から平成30年3月の間に市に返戻された通知カードは、平成31年3月末で廃棄します。まだ通知カードを受け取っていない方は、早めに受け取りをお願いします。

- ▶受取場所 中央区役所1階マイナンバー センター
- ▶ 持参物 本人確認書類(顔写真付きでない場合は2点)

※代理受取は別途書類が必要。

※個人情報保護のため、通知カードの返戻 状況を電話で回答することはできませ ん。本人確認書類をお持ちの上、マイナ ンバーセンター(☎328-2068)にお越 しください。

(地域政策課 ☎328-2067)

- ▶対象 市内に住所がある方、市内に本拠地または事務所を有する団体
- ▶申込 2月15日までに申込書を持参で市庁 舎8階文化振興課へ
- ※事前に窓口か電話で相談ください。 申込書は、事前相談後に配布します。
- ▶寄附を随時募集中

今後も多くの方に支援を続け、創造性豊かな人材を育成するため、寄附をお願いします。 詳しくは、文化振興課(☎328-2039)へ。

天守閣破損瓦の事業者活用提案2次募集

民間事業者・団体を対象に、天守閣破損瓦の有 効活用や再資源化などを図る活用提案を募集し ます。採用された活用提案事業者には、天守閣破 損瓦を有償(約1トンを千円)にて提供します。

- ▶募集期間 1月15日(火)~2月1日(金)
- ▶対象 民間事業者·団体

詳しくは、市ホームページまたは熊本城総合 事務所(☎352-5900)へ。

土砂災害防止法に基づく現地調査のお知らせ

土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにする現地調査を行っています。身分証明書を 携帯した調査員が地形などの確認のため一部民 地内へ立ち入り調査を行う可能性があります。

- ▶期間 3月まで
- ▶場所 市内全域

詳しくは、熊本県県央広域本部土木部工務管 理課(☎273-9638)へ。

(危機管理防災総室 ☎328-2490)

空地・空家の火災予防をしましょう

空地や空家は、一旦火災が発生すると発見が 遅れ周囲に延焼する恐れが高いため、火災予防 にはより一層の注意が必要です。本市の火災原 因の上位は、「たき火」「コンロ」「放火」です。

空地·空家の火災を未然に防ぐため、次の項目 に注意し火災予防に努めましょう。

- ・空地の枯れ草は刈り取り、燃える恐れのある ものは置かないようにしましょう。
- ・木くず、紙くずなどの燃えやすいものは、放置 しないようにしましょう。
- ・空家などは、外部から容易に侵入できないよう施錠しましょう。
- ・ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油など)は置かないようにしましょう。
- ・地域で協力し、放火防止に取り組みましょう。詳しくは、予防課(☎363-0263)へ。

DV相談専用電話、男女共同参画センターはあ もにい総合相談室が変わります

変更日 1月15日(火)~

- ■DV相談専用電話
- ▶新電話番号 ☎328-3322 月~金曜 午前8時半~午後5時15分
- ■男女共同参画課相談室

(旧:男女共同参画センターはあもにい総合相談室)

▶場所(変更後)

市庁舎12階男女共同参画課内

▶新電話番号

一般相談 ☎352-8306

火~土曜 午前10時~午後4時

心理相談専用電話 ☎328-6600毎月第2火曜 午後1時~4時

法律相談·心理相談 面談予約専用電話 ☎352-2587

月~金曜 午前10時~午後4時 (男女共同参画課 ☎328-2262)